【田原小学校】令和7年度奈良市通学路安全プログラム対策箇所一覧（R8年9月末時点）

通し番号	学校別番号	小学校名	路線名	箇所名・住所	通学路の状況・危険の内容	対策（検討も含む）	事業主体（案）	対策状況	備考
39	1	田原	県道主要地方道奈良名張線	横田町199－1（田原小中学校前）	学校周辺の「学童注意」や「速度おとせ」等の路面標示が消えた部分も多い。車が西側からも東側からも速度を上げて坂を上ってくる構造でもあり、校門前の横断歩道を渡る者からも、見通しがきかず危険である。横断歩道の手前に横断歩道を知らせる路面標示があるものの、上っている途中であり、直前すぎるため、運転者からは非常にわかりづらくなっている。速度超過の車両が多く、交通量も多い。特に、午前7時～8時30分までの時間帯の車両は高速道路並みの走行をしている。数年前に人身事故もあった。積雪時は事故が発生しやすくなるため、本校児童生徒が巻き込まれる死亡事故につながる恐れがある。	減速マークの塗り直し	県	未	
39	1	田原	県道主要地方道奈良名張線	横田町199－1（田原小中学校前）	学校周辺の「学童注意」や「速度おとせ」等の路面標示が消えた部分も多い。車が西側からも東側からも速度を上げて坂を上ってくる構造でもあり、校門前の横断歩道を渡る者からも、見通しがきかず危険である。横断歩道の手前に横断歩道を知らせる路面標示があるものの、上っている途中であり、直前すぎるため、運転者からは非常にわかりづらくなっている。速度超過の車両が多く、交通量も多い。特に、午前7時～8時30分までの時間帯の車両は高速道路並みの走行をしている。数年前に人身事故もあった。積雪時は事故が発生しやすくなるため、本校児童生徒が巻き込まれる死亡事故につながる恐れがある。	取り締まりの強化	警察	済	
40	2	田原	県道主要地方道奈良名張線	中之庄町150付近	日笠町からの直線下りでスピードに乗ったまま車が大野町十輪寺下の交差点にさしかかる。児童生徒の利用する横断歩道は西向き、東向きともにカーブを曲がり切ったところにあたるため、運転者から横断者の確認が遅れがちになる。速度超過の車両が多く、交通量も多い。特に、7時～8時30分の時間帯の車両は高速道路並みの走行をしている。	外側線・中央線・減速マークの塗り直し	県	未	
41	3	田原	県道主要地方道奈良名張線	茗荷町1025付近	横断歩道を利用する際、歩道側のフェンスとJAガソリンスタンドの壁、歩道側のフェンスなどが死角になり、車からは歩行者を視認しにくい。道路も緩やかな坂道になっており、西向きに走行してくる自動車を確認しづらい状況。また、ここを境に東向き走行は速度制限が40㎞であるが、緩やかなカーブであるため、手前の矢田原町の直線から減速をしないまま走りすぎる車がほとんどである。速度超過の車両が多く、交通量も多い。特に、7時～8時30分の時間帯の車両は高速道路並みの走行をしている。児童が巻き込まれる死亡事故があった。	横断歩道の短縮	警察	済	
41	3	田原	県道主要地方道奈良名張線	茗荷町1025付近	横断歩道を利用する際、歩道側のフェンスとJAガソリンスタンドの壁、歩道側のフェンスなどが死角になり、車からは歩行者を視認しにくい。道路も緩やかな坂道になっており、西向きに走行してくる自動車を確認しづらい状況。また、ここを境に東向き走行は速度制限が40㎞であるが、緩やかなカーブであるため、手前の矢田原町の直線から減速をしないまま走りすぎる車がほとんどである。速度超過の車両が多く、交通量も多い。特に、7時～8時30分の時間帯の車両は高速道路並みの走行をしている。児童が巻き込まれる死亡事故があった。	路側線とラバーポールの設置	県	済	
42	4	田原	県道主要地方道天理加茂木津線	沓掛町399	南北両方向に走行する自動車がかなりのスピードで走行しており、危険な状況。	点検時に路面標示の塗り直し済み	―	―	

43	5	田原	県道主要地方道奈良名張線・国道369号	水間町交差点（上水間バス停付近）	東西の横断歩道がその死角になる民家をつなぐように設置されている。信号はあるが民家が死角になっているため、左折車、右折車ともに歩行者を確認しにくい。速度超過の車両が多く、交通量も多い。特に、7時～8時30分の時間帯の車両は高速道路並みの走行をしている。	ラバーポールの設置	県	未	
44	6	田原	県道主要地方道奈良名張線	横田町329－1付近	茗荷町の横断歩道から田原小中学校までの区間の速度制限が40㎞であるが、矢田原町から東向きに速度を超過した状態で横田町の交差点並びに田原小中学校まで走行する車が多く、交通量も多い。この区間の歩道は幅が非常に狭く、また、起伏があるにも関わらず凹凸が非常に多い。また、この歩道を利用している児童生徒は小学生は徒歩で、中学生は歩道であるものの、自転車で通行することが「やむを得ない」と認められる場合であると考えられるため、自転車で登校している。事故にはつながらなかったが、過去に中学生が自転車でこの歩道を走行中に転倒し、県道に倒れこんだ事例もおり、大きな事故になりかねない。特に、7時～8時30分の時間帯の車両は高速道路並みの走行をしており、非常に危険な状態である。	歩道の嵩上げを検討	県	未	